

登録規則細則

登録規則細則

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 73 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 12 月 25 日 達 第 73 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

付録 1 申込書の書式例

様式 1A(J)-1 の機関の主要目を次のように改める。

主機関	型式		
	連続最大出力 ⁽¹⁾ ・回転数	kW・PS	・ RPM
	製造者・工場		
プロペラ	数・型式・回転数	・	RPM
	軸種類等	□1A □1B □1C □1W □2	予防保全方式 (PSCM) 適用
			□PSCM □PSCM・A
			代替検査方法 □ (APSS・O) □ (APSS・W)
ボイラー	数・制限圧力 ⁽¹⁾	・	MPa・kg/cm ²
	製造者・工場		
発電機	定格総容量	kVA	

様式 2A(J)の 1.(1)号を次のように改める。

(省略)

- プロペラ軸検査 (PS) : No.1 [☐通常の検査 / ☐部分検査]
[☐15 年毎又は 18 年毎*の検査]
延長のための検査
[☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- : No.2 [☐通常の検査 / ☐部分検査]
[☐15 年毎又は 18 年毎*の検査]
延長のための検査
[☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- PSCM 又は PSCM・A の付記を有する船舶
- : No.1 [☐通常の検査]
[☐15 年毎又は 18 年毎*の検査]
延長のための検査
[☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- : No.2 [☐通常の検査]
[☐15 年毎又は 18 年毎*の検査]
延長のための検査
[☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- APSS・O 又は APSS・W の付記を有する船舶
- : No.1 [☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3]
[☐15 年毎の検査]
延長のための検査
[☐2.5 年の延長 / ☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- : No.2 [☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3]
[☐15 年毎の検査]
延長のための検査
[☐2.5 年の延長 / ☐1 年の延長 / ☐3 ヶ月の延長]
- *日本籍以外の内陸水路航行船の場合

(省略)

様式 3A(J)-2 の機関の主要目を次のように改める。

主機関	数・種類・型式	・	
	連続最大出力 ⁽¹⁾ ・回転数 (1)…日本籍船の場合、SI 単位で ご記入下さい。	kW・PS ・ RPM	
	製造者・工場		
プロペラ	数・型式・回転数	・ RPM	
	軸種類等	□1A □1B □1C □1W □2	☐ 予防保全方式 (PSCM) 適用
			☐ PSCM ☐ PSCM・A
			代替検査方法 ☐ (APSS・O) ☐ (APSS・W)
ボイラー	数・制限圧力 ⁽¹⁾ (1)…日本籍船の場合、SI 単位で ご記入下さい。	・ MPa・kg/cm ²	
	製造者・工場		
発電機	定格総容量	kVA	

附 則

1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に引き渡しが行われる船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この達による規定にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以後の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を現存船に適用することができる。